

# 放送の種類と規律について

		基幹放送	一般放送(登録)	一般放送(届出)
定義		電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。	基幹放送以外の放送をいう。	
該当する放送の例		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上波テレビジョン放送</li> <li>・地上波ラジオ放送</li> <li>・衛星放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星放送(基幹放送に該当するものを除く。)</li> <li>・有線テレビジョン放送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有線テレビジョン放送(小規模なもの)</li> <li>・有線ラジオ放送</li> </ul>
番組に係る規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送番組編集の自由</li> <li>・番組準則</li> <li>・字幕放送等の努力義務</li> <li>・訂正放送の義務</li> <li>・再放送の同意</li> <li>・候補者放送の義務</li> <li>・内外放送の放送番組の編集における外国地域の自然的経済的文化的諸事情の考慮努力義務</li> </ul>	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番組基準の策定義務</li> <li>・放送番組審議機関の設置、共同設置の制限</li> <li>・放送番組の保存</li> <li>・広告放送の識別のための措置</li> </ul>	○ (臨時かつ一時の目的の放送等を除く)	○ (臨時かつ一時の目的の放送等を除く)	×
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番組調和原則の適用</li> <li>・教育番組の計画・内容の公表義務</li> <li>・放送番組の種別等の公表等義務</li> <li>・災害放送の義務</li> <li>・学校向け放送における広告の制限</li> <li>・放送番組の供給に関する協定制限</li> </ul>	○ (番組調和原則と放送番組種別の公表は、総合編成のテレビジョン放送のみに適用)	×	×